

お客様各位

令和元年 9 月

## 消費税率改定に伴うガス料金の変更のお知らせ

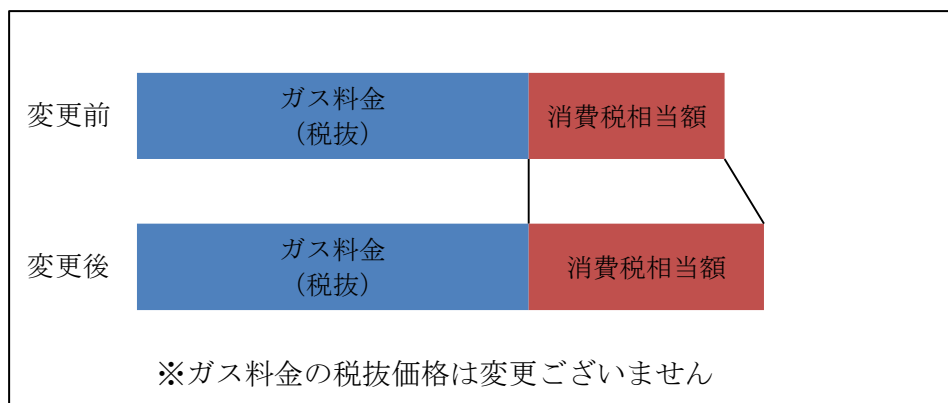
吉村アクティブ産業株式会社

日頃は、吉村アクティブ産業をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。  
さて、消費税法の改正により、令和元年10月1日から消費税率（地方消費税を含む）が8%から10%へ引き上げられます。これに伴い、令和元年10月1日よりガス料金を新税率を反映した料金に改定させていただきます。

ただし、消費税法に定める経過措置により、令和元年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいたお客様の、令和元年10月1日から10月31日までにを行った最初の検針によるガス料金の消費税につきましては8%が適用されます。

弊社では、今後とも一層の経営効率化に努めると共に、保安の確保、サービスの向上を図ってまいりますので、何卒ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### 【ガス料金の変更イメージ】



### 【経過措置イメージ】

